

別 紙

低入札工事における建設現場への記録用カメラ等の設置について

低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札を行い契約を行った工事（以下、「低入札工事」という。）においては、品質管理及び品質管理の為の監督補助としてモニターカメラの設置を行うとともに、不可視部分の出来形管理についてはビデオカメラにより撮影し、監督職員に提出すること。撮影する不可視部分については監督職員と協議すること。モニターカメラの設置及びビデオカメラによる撮影の費用については、受注者の負担とする。なお撮影された映像は、低入札工事における工事の品質の確認のためのみに使用するものとする。

1, 工事現場の全体的な状況把握

・モニターカメラの設置

- 1) 工事の監督補助として、遠隔より現場を確認できるモニターカメラを当該工事現場全体が撮影できるように必要な台数設置する。
- 2) モニターカメラは、可動範囲が横方向 180 度以上、縦方向 90 度以上とする。
- 3) 監督職員がモニターカメラを操作することができるよう Web ブラウザに ID 及びパスワードを入力することによりモニタリングできる環境を構築する。
- 4) 撮影した映像は基本的に録画するものとし、映像ファイルは Windows Media Player 等で視聴可能なファイルとする。
- 5) 設置箇所は、周辺住民等のプライバシーの侵害にならない位置に設置すること。
- 6) モニターカメラの稼働時間は工事作業時間とする。
- 7) 強風・雨・雪等悪天候により破損等の機能障害が生じないように対策を構築すること。
- 8) 撮影範囲、設置位置等は監督職員と協議すること。

2, 不可視部分の現場記録

・ビデオカメラによる撮影

- 1) ビデオ撮影の対象は、監督職員が指示する箇所及び構造物の不可視部分の写真撮影箇所及び工場試験の実施状況とする。
- 2) ビデオには、撮影対象（構造物名、通り など）、撮影内容（施工段階ごとの作業内容）を工事黒板及び音声で説明すること。
- 3) 撮影内容は、監督職員と協議の上決定すること。

A, 対象工種

土工（土質試験）、杭工、地盤改良工、重要構造物における鉄筋工・コンクリート工、工場検査、機器の社内検査、その他不可視部分が含まれる工種で

監督職員が求めたもの。

B, 撮影内容

対象工種の一連作業。工場検査・機器の社内検査時における立会状況、員数検査、寸法検査、試験方法、試験結果等。

- 4) ビデオカメラの仕様は、デジタル撮影が可能なものとする。
- 5) 撮影した映像は、対象工種毎にDVD-Rに編集し随時提出すること。
- 6) 受注者は、工事着手から検査終了時までビデオ映像を確認できる機材（PC等）を準備すること。